



生損保の指定代理請求制度

認知症などによる意思能力喪失に備える制度についての
顧客にとっての留意点



保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史

masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

2000年、認知症などにより本人の判断能力が不十分な場合の対応である法定後見制度として、成年後見制度が導入され、家庭裁判所の審判による後見・後佐（従来の禁治産・準禁治産に対応）・補助（軽度の精神障害を有する者に対応するため新設）に加え、本人の判断能力低下前に、あらかじめ本人が後見人を公正証書により登記しておく任意後見制度も新設された。

成年後見制度については家庭裁判所による審判が必要であり、審判の申立件数は制度創設以来累計約20万件を超えている一方、認知症の高齢者は約200万人（2010年時点、厚生労働省推定）とされており、必ずしも幅広く普及しているとはいえない状況にあるものと考えられる。

こうした中で、保険会社においても、独自の取組みとして、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者が保険金等を受け取ることのできない意思能力喪失等の特別な事情がある場合に、保険契約者が被保険者と一定の関係を有する者からあらかじめ被保険者の同意を得た上で指定した指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金等を受け取ることができるという指定代理請求制度（後述の通り、生保会社の一部や損保会社においては、事前の被保険者の同意を得た上での保険契約者の指定を要しない代理請求制度）を1992年以降導入しており、現在ではほとんどの会社で指定代理請求制度を取り扱っている。

加齢による認知症などに備え、将来の保険金等を必ず受け取るための「転ばぬ先の杖」として、保険会社版の任意後見制度として捉えることもできよう。

本稿では、生保会社・損保会社それぞれの制度の沿革と普及状況・概要等について紹介し、保険商品に加入している顧客にとっての指定代理請求制度の重要性と、制度の利用の手引きとすることとしたい。

2—生保会社の指定代理請求制度

1 | 沿革

生保会社の指定代理請求制度は、1992年に発売された所定のがん・心筋梗塞・脳卒中に罹患したときに、被保険者に保険金を支払う3大疾病保障保険（特定疾病保障保険）、同年発売された余命6か

月以内と判断されるときに、被保険者に保険金を支払うリビング・ニーズ特約において導入された。

当時の日本におけるがん告知・余命告知の状況から、被保険者が所定のがんに罹患したり、余命6か月以内と診断されたにもかかわらず、医師から告知されないケースや、脳卒中の後遺症で意思能力を失ったケースなどで、保険金を請求できないといった事態を回避することを主な目的として導入された制度である。

3大疾病保障保険(特定疾病保障保険)やリビング・ニーズ特約に加え、同じく被保険者が受取人となる医療保険における入院給付金・手術給付金、介護保険における介護保険金などのいわゆる第三分野商品や、年金や養老保険などへも対象給付を拡大し、新規の契約のみならず既契約にも制度を普及させるための方策として、2002年、日本生命では指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則(その他の生保会社では、指定代理請求特約・指定代理請求人特約などと称されており、以下、指定代理請求特約という)を創設し、対象給付拡大および既契約への適用の2点を可能とした。

1点目の対象給付拡大については、1992年以降に発売された3大疾病保障保険、リビング・ニーズ特約等に加え、すでに発売された商品のうち、被保険者が受取人となる保険金等全体に拡大された。

具体的には、

- ①約款上、被保険者が受取人と定められている保険金等(高度障害保険金、障害給付金、入院給付金、手術給付金等)
- ②その他の被保険者が受取人となる保険金等(満期保険金、年金、生存給付金等)
- ③保険契約者と被保険者が同一人である場合の、保険料の払込み免除

全般について、指定代理請求制度の対象としている(指定代理請求制度の対象とならないのは、被保険者死亡時に支払われる保険金等であり、別途死亡保険金受取人等が指定されている死亡保険金等)。

この指定代理請求制度が利用できる要件は、

- i 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ii 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- iii その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

であり、iiiについては、余命6か月以内との告知を受けていないケース等である。

①や③の保険金等は、いわゆる第三分野の保険金等であり、病名や余命の告知を受けていないことや意識不明の状態などにより、被保険者が保険金等を請求できないことが想定されるが、②の保険金等のうち年金については、高齢化社会の進展の中で、老後生活を自助努力により支える保険商品であり、たとえば定年後の60歳、65歳など一定年齢時から一定期間または終身にわたり受け取ることから、被保険者が加齢による認知症などにより意思能力を喪失し、保険金等を請求できないケースが多くなると想定される。

指定代理請求制度が導入された1992年時点と比べると、がん告知率や余命告知率は年々上昇する一方で、高齢化社会の進展の中で、認知症高齢者の増加が見込まれており(2015年250万人、2025年323万人)、病名や余命の不告知対応といった創設時の趣旨に加え、認知症などによる意思能力喪失への対応といった面での重要性は今後益々高まるものと考えられる。

2点目の既契約への適用については、指定代理請求特約という特約方式とすることにより、以降の新契約のみならず、過去の既契約にも適用することができるようになった(近年の創業により既契約

のない生保会社を除き、ほとんどの会社が特約方式により既契約への適用を可能としている)。

保険金不払い問題の発生や、2006年4月、金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針に、第三分野商品の商品審査について、「被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか」という条項が追加されたこともあり、現在、ほとんどの生保会社で指定代理請求特約が整備されてきている。

2 | 各生保会社の現状と顧客にとっての留意点

現在、生命保険協会に加盟している47社のうち、新契約募集を行っている会社は45社であるが、うち42社のホームページで指定代理請求制度が確認できる。

各社の指定代理請求制度を比較すると、相違点としては、

- ①指定代理請求特約方式と主約款組込方式
- ②指定代理請求方式と代理請求方式（または併用方式）
- ③指定代理請求人（代理請求人）の範囲
- ④対象となる保険金等

の4点がある（前述の指定代理請求制度が利用できる要件は、約款への記載も含め、ほぼ各社共通）。

①指定代理請求特約方式と主約款組込方式

42社中、2008年以降に営業を開始した4社については、前述の通り、過去の既契約が存在しないので、指定代理請求特約という特約方式とする必要がなく、医療保険などの主約款のひとつの条項として指定代理請求制度が規定されている主約款組込方式となっているが、他の38社では既契約への付加を可能とするために、指定代理請求特約という特約方式としている。

すなわち、ほとんどすべての生保会社において過去の既契約も含め指定代理請求特約の付加が可能となっている。

【顧客にとっての留意点】

指定代理請求制度の利用の大前提として、加入している契約に指定代理請求特約が付加されているか（または、主約款に指定代理請求制度が規定されているか）についての確認が重要。

②指定代理請求方式と代理請求方式（または併用方式）

42社中、28社が指定代理請求方式、すなわち、保険会社があらかじめ設定した被保険者と一定の関係を有する者の中から、保険契約者があらかじめ指定し、被保険者が同意した者が、要件を満たした場合に被保険者の代理人として保険金等を請求できるとする方式を採用している。

一方、3社は、代理請求方式、すなわち、保険会社があらかじめ設定した被保険者と一定の関係を有する者の中から、保険会社が約款で規定した順序に従って、要件を満たした場合に被保険者の代理人として保険金等を請求できるとする方式を採用している。

残りの11社は、指定代理請求方式をベースにし、指定代理請求人が指定されていない場合や、保険金等を代理請求するときに既に死亡している場合などには、代理請求を可能とする併用方式を採用している。

【顧客にとっての留意点】

自らが加入している会社が指定代理請求方式、代理請求方式または併用方式のどの方式をとっているかを確認することが重要。

③指定代理請求人（代理請求人）の範囲

指定代理請求人（代理請求人）の範囲については、請求時における被保険者の配偶者および3親等内の親族をベースに、被保険者との同居または生計を一にするといった要件を課すなど、各社各様となっているが、指定代理請求方式か、代理請求方式か、併用方式かによってその範囲が異なっており、指定代理請求方式の方が一般に範囲が広がっている。

これは、指定代理請求人（代理請求人）は、被保険者の代理人として保険金等を請求し、受け取った保険金等を被保険者のために役立ててもらふこととなるが、保険契約者が指定し、被保険者が同意した指定代理請求人の方が、保険金等を被保険者のために役立てる蓋然性がより高いためであるものと考えられる。

具体的な指定代理請求人の範囲としては、請求時において、被保険者と同居または生計を一にするという要件を満たさなくても、

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族（被保険者の父母などの直系尊属、子などの直系卑属）
- ③被保険者の兄弟姉妹

の指定が可能であることはほとんどの会社で共通している。

さらに、ほとんどの会社で、

- ④被保険者の3親等内の親族（②、③以外では、被保険者の甥・姪、伯叔父母）

の指定を可能としているが、請求時において、被保険者と同居または生計を一にするという要件を満たす必要がある。

このほか、

- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他⑤・⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者

についても、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた場合などは、指定が可能な会社もある。

これに対し、代理請求方式を取る3社の代理請求人の範囲は、それぞれ

- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者・3親等内の親族
- ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・死亡保険金受取人のうち、被保険者の戸籍上の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の兄弟姉妹、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

となっている。

これらの指定代理請求人（代理請求人）は、いずれも請求時において、配偶者である、同居しているまたは生計を一にしているなどの要件を満たしていることが必要となる。

【顧客にとっての留意点】

指定代理請求人を指定していても、離婚・死別や、同居・生計関係の変化などにより、肝心の保険金等の請求時に指定代理請求人による請求ができない事態を回避するために、適宜適切な指定代理請求人の見直しが必要。あわせて、せっかく指定代理請求人を指定していても、指定代理請求人がその事実を知らなければ、被保険者が保険金等を受け取れない事情が生じた場合に、被保険者の代理人として保険金等を請求することができないため、保険会社によっては、指定代理請求人を指定・変更した場合に、保険契約者から指定代理請求人に、指定代理請求人となったこと、保障の内容、指定代理請求制度の概要について伝えるべきことを注意喚起している例もあり、顧客もこうした点の認識が必要。

なお、保険金等の請求時に、成年後見人や任意後見人などの法定代理人がすでに選定されている場合は、法定代理人による請求が優先され、指定代理請求人による請求はできない（後述）。

④対象となる保険金等

約款上、被保険者が受取人と定められている保険金等については全社で対象給付としているが、年金などは対象外としている会社もある。

【顧客にとっての留意点】

前記の通り、高齢化社会の進展の中で、被保険者が受取人と定められている入院給付金・手術給付金等いわゆる第三分野の保険金等だけでなく、年金等についても、請求時点で被保険者の意思能力が十分でないケースが増加していくことが想定されることから、医療保険や介護保険などに加え、加入している年金等での指定代理請求制度の有無確認が重要。

3— 損保会社の代理請求制度

1 | 沿革

保険金不払い問題の発生や、2006年4月の金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針改正を受け、日本損害保険協会では、2007年6月、第三分野商品に関するガイドラインを作成したが、保険金請求に関する適切かつ分かりやすい説明の項目で、

- ・代理請求について定めがある場合には、被保険者本人が請求できない場合も代理人による請求が可能であることを併せて案内する

との規定があり、顧客向けのバイヤーズガイド（損害保険の契約にあたっての手引）の保険金の請求についての説明の中では、

- ・被保険者（補償の対象となる方）が保険金受取人になる保険契約では、被保険者自身に保険金を請求できない事情があり、被保険者の代理人がいない場合に、配偶者や3親等内の親族のうち一定の要件を満たす方が被保険者の「代理請求人」として、保険金を請求できる制度がありますとの紹介がある。

こうした状況から、現在、ほとんどの損保会社で代理請求制度が導入されているものと考えられる。

2 | 各損保会社の現状と顧客にとっての留意点

実際に、損保会社の代理請求制度は、日本損害保険協会に加盟している25社のうち、再保険会社等6社を除いた19社のホームページで確認できる。

代理請求制度は、生保会社の多くで採用されている指定代理請求制度と異なり保険契約者の指定・被保険者の同意を要しない制度であり、また、損保会社のほとんどでつぎの点は共通している。

①代理請求制度が利用できる要件

約款では「被保険者が保険金等を請求できない事情がある場合」とし、契約締結時において顧客への説明が求められている注意喚起情報等で、保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合、会社が認める傷病名の告知を受けていない場合などが記載されている。さらに、被保険者に成年後見人等の法定代理人がない場合に限って制度が利用できる旨約款などで記載している（生保会社においても、明記はないものの同様に法定代理人がない場合に限って指定代理請求制度が利用できるものと考えられる）。

②代理請求人の範囲

i 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

ii iの者がいない場合またはiの者が保険金等を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする被保険者の3親等内の親族

iii iおよびiiの者がいない場合またはiおよびiiの者が保険金等を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にしていない配偶者、被保険者の3親等内の親族

③対象となる保険金等

前記の第三分野商品に関するガイドラインでは、第三分野商品を、所得補償保険、医療費用保険、介護費用保険、医療保険、がん保険等の疾病または介護を支払事由とする保険商品（ただし、傷害保険や海外旅行保険等を除く）としているが、実際には、被保険者が受取人となる傷害保険、医療保険、介護保険等（自動車保険の一部給付も含む）について幅広く対象としている例がある

なお、生保会社で販売している生命保険の保険期間が一般的に長期で、既契約への対応が必要であるため指定代理請求特約という特約方式がほとんどであるのに対し、損保会社で販売している損害保険は保険期間1年の契約が多いことから、主約款組込方式となっている。ただし、保険期間が長期の医療保険等を発売している損保会社では、代理請求特約の途中付加が可能なケースもある。

【顧客にとっての留意点】

損保会社の代理請求制度はほぼ全社共通のため、顧客にとっては制度の理解と、代理請求人となり得る者への加入商品・代理請求制度の概要の説明等が必要

4—おわりに

生保会社では指定代理請求制度が1992年に創設されてから20年近く経過し、新契約時の指定代理請求人の指定率は9割を超えるなど、制度は定着してきたものといえ、損保会社でも近年代理請求制度が普及してきている。

顧客にとって、万一の場合の頼みの綱である保険金や将来に備えた年金等が受け取れないという事態を回避するために、自分自身が指定代理請求制度を正しく理解し、指定代理請求人を適宜指定、家族状況の変化等に応じて変更指定するとともに、指定代理請求人に対し、加入保険商品・指定代理請求制度についてしっかり説明しておくことが重要となろう。